

令和 8 年度第 1 回奈良市建築審査会会議録			
開催日時	令和 8 年 6 月 11 日（木）午後 2 時から		
開催場所	奈良市役所北棟 4 階第 402 会議室		
出席者	委員	梶会長、太田委員、清水委員、中山委員、西本委員【計 5 人出席】	
	特定行政庁 事務局	増田都市整備部長、高本都市整備部次長、丸谷建築指導課長、森田建築指導課長補佐 新子指導係長、中野、岩井	
開催形態	公開（傍聴人 0 人）	担当課	都市整備部建築指導課
議題	1. 議案第 R0801 号 建築基準法第 55 条第 4 項第二号による建築物の高さ許可について 2. 議案第 R0802 号 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書による日影許可について 3. 議案第 R0803 号 建築基準法第 58 条による大和都市計画高度地区の特例許可について 4. 議案第 R0804 号 建築基準法第 43 条第 2 項第二号による接道許可について（報告） 5. 議案第 R0805 号 建築基準法第 44 条第 1 項第二号による道路内建築許可について（報告）		
決定事項	1. 議案第 R0801 号について同意。 2. 議案第 R0802 号について同意。 3. 議案第 R0803 号について同意。 4. 議案第 R0804 号について了承。 5. 議案第 R0805 号について了承。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
1 議案第 R0801 号について <●：委員の意見、○：事務局の回答> ・建築基準法第 55 条第 4 項第二号による建築物の高さ許可について事務局から説明 ●校舎の最高高さはいくらですか。 ○伏見小学校は 11.793m、東登美ヶ丘小学校が 15.5m です。 ●日影が新たに敷地外に落ちる心配もなさそうですし、景観の影響もほとんど考える必要はないかと思えます。 ○今回、増築するエレベーター棟は増築棟と同じ高さですが、笠木をかぶせるため校舎より少し高くなります。			
2 議案第 R0802 号について			

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書による日影許可について事務局から説明 ○平均地盤面が 2 ミリ下がらなければ、許可は不要となります。 ●隣の民家に影は落ちますか。 ○落ちています。今も現状も落ちております。 ●今まで紛争など起こってなければ、問題視する必要はないかと思えます。 ○学校が先に建ってるので、紛争は聞いたことないです。 ●増築する位置からして、日影は新しく住宅に落ちないですね。なので、建てられないと判断することが難しいと思えます。 <p>3 議案第 R0803 号について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 58 条による大和都市計画高度地区の特例許可について事務局から説明 ●この鉄道を越えて北側に影が大きく落ちるといことはいいですか。 ○影は落ちますが、日影規制の規制値内になっております。増築があっても規制値内です。 ●周辺環境への影響はないようなのでいいかと思えます。 <p>4 議案第 R0804 号について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 43 条第 2 項第二号による接道許可について事務局より説明 〈特に意見等なし〉 <p>5 議案第 R0805 号について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 44 条第 1 項第二号による道路内建築許可について事務局から説明 〈特に意見等なし〉
資 料	<p>【資料 1】 次第、目次及び議案書</p> <p>【資料 2】 建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可の一括同意基準別表</p>